

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

産業再生法

Q : 事業の再構築を促す産業再生法案の税制上の優遇措置などが明らかになったようですが、内容を教えてください。

A : 特別償却や、欠損金の繰戻還付措置の復活などの税制上の優遇措置のほか、分社化に係る手続きの簡素化など商法関連措置も盛り込まれています。

【解説】

産業再生法とは、企業等が行う①設備廃棄や事業組織変更などの事業構造変更計画、及び②新商品の開発、新生産方式の導入などの事業革新計画を支援しようというものです。

産業再生法では、上記①及び②を併せて事業再構築計画と呼び、この計画について認定を受けることを要件に、税制上の優遇措置や商法上の特例などの支援措置が講じられます。

税制上の優遇措置は、①最高30%の機械等の特別償却、②設備廃棄に伴う欠損金の繰越控除期間を7年に延長する、③②との選択による欠損金の繰戻還付措置の復活、④計画に基づく資産買換えに対する買換え特例の適用、⑤現物出資による共同出資子会社設立時の譲渡益課税繰延べ、などです。

また、商法上の特例として、①分社化等に係る商法等の特例（検査役制度、簡易な営業譲受制度、債務の一括移転）、②債務株式化のための優先株発行限度枠の拡大、③従業員、経営者による株式取得（EBO、MBO）への支援、④ストックオプションの対象を子会社の取締役、使用人に拡大などが手当てされます。

